

☎放射能対策室 (旧勤労青少年ホーム内) ☎25-3720

東京電力に「白石の状況」を強く訴えていきます

4月10日、東京電力(株)石崎芳行代表執行役員副社長が来庁しました。

これは、本市がこれまで、東京電力(株)に対して、福島第一原子力発電所事故による被害への早期対応と適正な損害賠償を繰り返し要求してきましたが、明確な回答は得られておらず、東京電力東北補償相談センターだけではなく、本社担当者の来庁を強く要望してきたことで実現。風間市長は「福島第一原子力発電所からの距離ではなく、実際の空間放射線量や汚染状況を基準とした対応を強く望みます。それに加えて、市民に対する損害賠償や農林畜産物・観光業などの風評被害による損害賠償、本市が負担している経費に対する損害賠償などへの対応を速やかに行っていただきたい」と強く要求しました。石崎代表執行役員副社長からは、事故に関する謝罪し

がなく、納得のいく回答は得ることができませんでした。これから「白石の状況」を強く訴えていきます。



▲東京電力(株)に対し、白石の状況を強く訴える風間市長

越河・斎川地区の民有地の除染が始まりました

白石市除染実施計画に基づき、越河・斎川地区の民有地の除染を開始しました。除染作業を円滑に進めるため、ご理解とご協力をお願いします。

この民有地除染は、事前調査を行い、あらかじめ調査結果を土地所有者にお知らせし、同意書を提出された方々を対象としています。同意書をまだ提出されていない方や、宅地があるのに通知が届いていない方は、放射

能対策室までご連絡ください。

除染作業は、施行業者が一軒ごとに建物の配置や形態を確認、空間放射線量を測定し、状況に合わせた作業を行います。

詳しい除染の対象箇所や作業方法などを知りたい場合は、広報しろいし4月号をご覧ください。放射能対策室までお問い合わせください。

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政 無料法律 農家	6月16日(月)	10:00~15:00 市役所4階 第4会議室	生活環境課 ☎22-1314
農家	6月10日(火)	10:00~12:00 農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
こころの相談 もの忘れ相談	6月4日(水)	13:00~15:00 健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障害者 補聴器巡回 サービス	6月11日(水)・25日(水) ・リオン: 6月4日(水)・17日(火) ・ブルーム(旧ワイデックス): 6月24日(水)	13:00~15:00 市役所3階 第3会議室 13:00~14:00 市役所1階 東側和室	福祉事務所 ☎22-1400

※平成26年7月のこころの相談・もの忘れ相談は25ページに掲載しています。

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 (アライン)	いじめ問題等対策室(市役所4階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp[24時間メール受け付け] ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 (事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内): ☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園: ☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮: ☎24-5222 毎週月~金 8:30~17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室 毎週月・水・金 9:00~16:00 ☎22-0783 ※平成26年6月2日(月)から、市役所1階生活環境課内に移転します。
DV・セクハラ相談 (事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・金 9:00~17:00 ☎22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日: ☎0224-51-5361 夜間・休日: ☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内(大河原町)。平日は福祉事務所(☎22-1400)でも受け付けています。

臨時福祉給付金を支給します

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられましたが、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者と思われる方に申請書を郵送しますので、右記の窓口申請会場で申請してください。

ただし、市民税の申告がお済みでない方は、支給対象者となりませんので、税務課で申告してください。※申請書は、7月に市役所1階ロビー、福祉事務所などでも配布します。

●支給対象者 平成26年1月1日時点で住民票が白石市にあり、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外となります。

●支給額 支給対象者1人につき1万円
※支給対象者の中で老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は、5,000円が加算されます。

●申請期間

7月14日(月)~10月14日(火)

●窓口申請会場 申請される方の利便性を考慮し、各地区公民館などに、申請受付窓口を設けます。

- ・7月14日(月)越河公民館
- ・7月15日(火)斎川公民館
- ・7月16日(水)大平公民館
- ・7月17日(木)大鷹沢公民館
- ・7月18日(金)白川公民館
- ・7月22日(火)福岡公民館
- ・7月23日(水)深谷公民館
- ・7月24日(木)小原公民館
- ・7月25日(金)~29日(火)市役所4階大会議室

※土・日・祝日を除く

※上記日程で申請ができなかった方は、7月30日(水)~10月14日(火)まで市役所1階ロビーまたは総合福祉センター内福祉事務所で受け付けます。

●窓口申請受付時間 9:00~15:00

※市役所、福祉事務所は16:00まで

●申請書に添付するもの

- ①本人確認書類 (住民基本台帳カード、運転免許証、保険証などの写し)
- ※世帯主の方など世帯を代表して申請される場合は、支給を申請な

される全員分の本人確認書類の写しの添付が必要です。

②振込みを指定した口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、ゆうちょ銀行の通帳表紙をめくった見開きページの下方向にある「ゆうちょ銀行振込専用コード」がわかる写しを添付してください。

③代理人が申請される場合は、代理人の本人確認書類、委任状、給付金支給対象者との関係を証明する書類を持参してください。

※窓口申請の場合は、その場で記入誤りや書類の不備がないかを確認しますので、上記書類と印鑑をお持ちください。

●郵送申請 窓口申請が困難な方は、申請書に免許証、通帳の写しなど必要書類を添付の上、下記まで郵送してください。

〒989-0231 白石市福岡蔵本字茶園62-1 白石市総合福祉センター内「臨時福祉給付金」担当窓口
☎福祉事務所 ☎22-1507

子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い臨時的な措置として子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

●支給対象者 基準日となる平成26年1月1日に白石市に住民票がある方で、次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※「臨時福祉給付金」の対象となる方、生活保護の方は対象となりませんのでご注意ください。

●対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

●支給額 対象児童1人につき1万円

●申請・支給手続き 現在、準備を進めております。受付期間などの詳細は広報7月号でお知らせする予定です。

●その他 平成26年1月1日現在、白石市で児童手当を受給していた方には、別途通知をする予定です。公務員の方は、申請の際に勤務先から交付される「児童手当受給状況証明書」が必要です。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

詐欺にご注意ください

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

・市や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・現時点で、市や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号など個人情報を照会することは、絶対にありません。ご自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市や白石警察署(☎25-2138)にご連絡ください。